

大聖寺捕鴨獵区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 月 日

加賀市長

大聖寺捕鴨獵区条例の一部を改正する条例

〔令和元年 月 日
条例 第 号〕

大聖寺捕鴨獵区条例(平成17年加賀市条例第154号)の一部を次のように改正する。

第4条中「三明国有林池端1号線」を「池端1号線」に改める。

第5条中「平成21年11月1日から平成31年10月31日まで」を「令和元年11月1日から令和11年10月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

大型寺捕鷹獣区条例(平成17年加賀市条例第154号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
※第1条から第3条まで 略 (獣区の区域)	※第1条から第3条まで 略 (獣区の区域)	
第4条 獣区の区域は、石川県加賀市の区域のうち、高速自動車国道北陸自動車道と三明国有林池端1号線との交点を起点とし、同所から三明国有林池端1号線を北進し、加賀市片野町字イの部と同町字京の部との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し、一般県道深田片野下福田線との交点に至り、同所から同県道を東進し、加賀市片野町字蛇越地内において一般農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み、加賀市片野町と同市豊町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市豊町と同市大型寺畠町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市大型寺畠町レ31番地と同町レ33番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、下福田溜池管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北東に進み、高速自動車国道北陸自動車道との交点に至り、同所から同国道を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区を除く。)とする。 (獣区の存続期間)	第4条 獣区の区域は、石川県加賀市の区域のうち、高速自動車国道北陸自動車道と池端1号線との交点を起点とし、同所から池端1号線を北進し、加賀市片野町字イの部と同町字京の部との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し、一般県道深田片野下福田線との交点に至り、同所から同県道を東進し、加賀市片野町字蛇越地内において一般農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み、加賀市片野町と同市豊町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市豊町と同市大型寺畠町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市大型寺畠町レ31番地と同町レ33番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、下福田溜池管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北東に進み、高速自動車国道北陸自動車道との交点に至り、同所から同国道を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区を除く。)とする。 (獣区の存続期間)	
第5条 法第68条第3項の規定による獣区の存続期間は、平成21年11月1日から平成31年10月31日までとする。	第5条 法第68条第3項の規定による獣区の存続期間は、令和元年11月1日から令和1年10月31日までとする。	
※以下 略	※以下 略	

<p>附 則</p> <p>この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>

○大聖寺捕鴨獵区条例

平成17年10月1日

条例第154号

改正 平成21年9月18日条例第39号

平成27年3月24日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第68条の規定に基づき、市が設定する獵区に関し必要な事項を定めるものとする。

(獵区の名称)

第2条 前条に定める獵区の名称は、大聖寺捕鴨獵区(以下「獵区」という。)とする。

(事務所の位置)

第3条 獵区の事務所は、加賀市役所に置く。

(獵区の区域)

第4条 獵区の区域は、石川県加賀市の区域のうち、高速自動車国道北陸自動車道と三明国有林池端1号線との交点を起点とし、同所から三明国有林池端1号線を北進し、加賀市片野町字イの部と同町字京の部との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し、一般県道深田片野下福田線との交点に至り、同所から同県道を東進し、加賀市片野町字蛇越地内において一般農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み、加賀市片野町と同市豊町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市豊町と同市大聖寺畠町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市大聖寺畠町レ31番地と同町レ33番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、下福田溜池管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北東に進み、高速自動車国道北陸自動車道との交点に至り、同所から同国道を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区を除く。)とする。

(獵区の存続期間)

第5条 法第68条第3項の規定による獵区の存続期間は、平成21年11月1日から平成31年10月31日までとする。

(入獵申請及び入獵承認)

第6条 法第60条に規定する狩獵者登録証を交付されている者で、獵区に入獵しようとするもの(以下「狩獵者」という。)は、入獵希望の日前30日から7日までに当該狩獵者登録証の写しを添えて入獵申請書を市長に提出し、入獵の承認を受けなければならない。

(開獵期間及び狩獵時間)

第7条 獵区の開獵期間は、法第11条第2項の規定に基づき環境大臣が定める期間内において、市長が別に定める。

2 前項の開獵期間における狩猟時間は、日没から日出までとする。

(入獵承認の基準)

第8条 入獵させる狩猟者の数は、前条第2項の時間内につき50人を限度とする。

2 入獵を希望する日前3年以内において、法又はこの条例若しくはこの条例による規則に違反したことにより罰則又は処分の適用を受けた者については、入獅を承認しない。

(入獵承認証及び入獵承認料)

第9条 狩猟者は、第6条の承認を受けた日から入獵までに入獵承認料を納入し、入獵承認証の交付を受けなければならない。

2 入獵承認料は、狩猟者1人1回(第7条第2項の狩猟時間をいう。以下同じ。)につき500円とする。

3 既納の入獵承認料は、還付しない。ただし、市長が入獵承認を取り消した場合は、入獵承認料の全部又は一部を還付することができる。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設)

第10条 市長は、獵区内に狩猟鳥獣の巣巣、避難及び採餌等に必要な池沼、水田及び森林並びに生育及び繁殖に必要な施設(以下「獵区内の施設等」という。)を確保し、又は設けることができる。

(狩猟禁止区域)

第11条 市長は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として獵区内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

2 市長は、前項の規定により狩猟禁止区域を定めたときは、これを告示するものとする。

(捕獲数の制限)

第12条 狩猟者は、次の表に掲げる鳥獣について制限羽数を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

狩猟鳥獣の種類	制限羽数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、オナガガモ	1人1回当たり合計して5羽(ただし、狩猟期間を通じて100羽とする。)

(獵法及び獵具)

第13条 狩猟者が獵区内において用いることができる獵法及び獵具の数は、規則で定める。

(禁止事項)

第14条 狩猟者は、獵区内で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第11条に規定する狩猟禁止区域内での狩猟
- (2) 獵区内の施設等の移転、汚損、破損又は除去
- (3) たき火等火災を起こすおそれのある行為
- (4) 獵区内の農作物又は竹木等の損傷

(特別狩猟者)

第15条 法第9条第1項の規定に基づき環境大臣又は石川県知事の許可を受け鳥獣を捕獲する者の入猟及び狩猟に関する事項については、この条例の規定にかかわらず、その都度市長が定めるものとする。

(賠償金)

第16条 狩猟者が、猟区内の施設等を滅失し、又は損傷したときは、これを原形に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損失の補償)

第17条 市は、猟区内の鳥獣により、猟区内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その損失を補償することができる。

2 前項の補償の額は、市長がこれを決定する。

(管理委託)

第18条 法第73条第1項及び第2項の規定に基づき、猟区の管理を大聖寺捕鴨猟区協同組合に委託する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号に該当する狩猟者は、当該各号に掲げるところの罰金に処する。

- (1) 第12条の規定に違反した者 25,000円以下
- (2) 第13条又は第14条第2号、第3号若しくは第4号の規定に違反した者 20,000円以下
- (3) 第14条第1号の規定に違反した者 50,000円以下

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の大聖寺捕鴨猟区条例(平成元年加賀市条例第58号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成21年9月18日条例第39号)

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日条例第27号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

○大聖寺捕鴨獵区条例施行規則

平成17年10月1日

規則第119号

(趣旨)

第1条 この規則は、大聖寺捕鴨獵区条例(平成17年加賀市条例第154号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、大聖寺捕鴨獵区(以下「獵区」という。)における狩獵に関し必要な事項を定めるものとする。

(入獵承認証)

第2条 市長の承認を得て獵区内において狩獵する者(以下「狩獵者」という。)は、入獵中は、常に入獵承認証を携帯し、市長又は市長が事務の委任をした者の求めに応じこれを提示し、及びその指示に従わなければならない。

(入獵承認証の再交付)

第3条 狩獵者は、入獵承認証を紛失し、又は破損したときは、直ちに届け出て、再交付を受けなければならぬ。この場合において、狩獵者は、当該交付に係る承認料を納入しなければならない。

(獵具及び獵法)

第4条 狩獵者が獵区内において用いる獵具の仕様は、別記様式によらなければならない。

2 狩獵者が1回(条例第7条第2項に規定する時間をいう。)に用いることのできる獵具の数量は、1人につき10枚以内とする。

3 第1項の獵具は、これを投げ上げ用いなければならない。

(退獵報告)

第5条 狩獵者は、退獵に際し、捕獲した鳥獣の種類別員数等所定の事項を報告しなければならない。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大聖寺捕鷹獵区条例施行規則(平成元年加賀市規則第37号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別記様式(第4条関係)

